

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ジー・アール	代表者氏名	後藤 康之
主たる営業所の所在地	岐阜県岐阜市世保南25番地		
許可番号	岐阜県知事許可（般-30） 第101199号	許可を受けている建設業の種類	と

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年7月15日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同項第3号該当）		
処分の内容（指示処分）			
<p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を事業所内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。</p> <p>(3) 社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。</p> <p>2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>「旭ヶ丘中学校屋内運動場屋根修繕工事現場（関市旭ヶ丘2丁目3番地1号）」において、令和2年10月2日、同現場で下請けとして施工する有限会社ジー・アールの労働者が足場解体作業に従事していたところ、高さ約11.1メートルの作業床の端から墜落し、全治3か月のけがを負ったことに関し、労働者の危険を防止するために必要な措置（防網張り、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止措置）を講じなかったとして、同社及び同社の工事部長が、令和3年4月20日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、各々罰金20万円（計40万円）の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報		